第二百七条を第百六十二条とし、同条の前に次の款名を付する。

第二款　防衛監察本部

第二百八条を第百六十三条とし、第二百九条を第百六十四条とし、第二百十条を第百六十五条とし、同条の次に次の節名を付する。

第六節　地方支分部局

第二百十一条を第百六十六条とする。

第二百十二条に次の一項を加える。

5　第三項の部のほか、北関東防衛局に装備部を置く。

第二百十二条を第百六十七条とし、第二百十三条を第百六十八条とする。

第二百十七条中「、技術研究本部、技術研究本部の試験場、装備施設本部」を削り、同条を第二百二十五条とする。

第二百十六条中「第三十九条」を「第四十一条」に改め、同条を第二百二十四条とする。

第二百十五条中「第二十二条第八号」を「第二十二条第九号」に改め、「、開発官」を削り、同条を第二百二十三条とする。

第七章を第三章とする。

第二百十四条を第百六十九条とし、同条の次に次の一章を加える。

第二章　防衛装備庁

第一節　特別な職

（防衛技監）

第百七十条　防衛装備庁に、防衛技監一人を置く。

2　防衛技監は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に係る技術を統理する。

第二節　内部部局

第一款　長官官房及び部の設置等

（長官官房及び部の設置）

第百七十一条　防衛装備庁に、長官官房及び次の五部を置く。

装備政策部

プロジェクト管理部

技術戦略部

調達管理部

調達事業部

（長官官房の所掌事務）

第百七十二条　長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び庁印の保管に関すること。

三　法令案その他の公文書類の審査に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五　防衛装備庁の保有する情報の公開に関すること。

六　防衛装備庁の保有する個人情報の保護に関すること。

七　防衛装備庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

八　防衛装備庁の機構及び定員に関すること。

九　防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

十　広報に関すること。

十一　渉外に関すること。

十二　防衛装備庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること。

十三　防衛装備庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。

十四　礼式、表彰及び服制に関すること。

十五　防衛装備庁の職員の補充に関すること。

十六　防衛装備庁の職員の福利厚生に関すること。

十七　防衛装備庁の職員の教育訓練に関すること。

十八　防衛装備庁の職員の保健衛生に関すること。

十九　防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二十　防衛装備庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること（技術戦略部の所掌に属するものを除く。）。

二十一　東日本大震災復興特別会計に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛装備庁の所掌に係るものに関すること。

二十二　防衛装備庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関すること。

二十三　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）の監査に関すること。

二十四　防衛装備庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二十五　装備品等の考案、設計及び試作に関すること。

二十六　防衛調達審議会の庶務に関すること。

二十七　前各号に掲げるもののほか、防衛装備庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（装備政策部の所掌事務）

第百七十三条　装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。

三　装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四　秘密の保全に関すること。

五　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

（プロジェクト管理部の所掌事務）

第百七十四条　プロジェクト管理部は、装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに当該装備品等に関する役務の調達に関する一連の事務を総合的、効果的かつ効率的に実施するための方針及び計画の策定並びに関係事務の管理及び調整（以下「プロジェクト管理」という。）に関する事務をつかさどる。

（技術戦略部の所掌事務）

第百七十五条　技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　装備品等の研究開発に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理、分析、管理及び提供に関すること。

四　装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。

五　装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。

六　装備品等の研究開発の評価に関すること。

七　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。